

●● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●●

京都府消費生活安全センター（10月27日第787号）

-
1. サポート詐欺が発生！身近に潜む罠にご注意!! ～京都府警察サイバー対策本部からのお知らせ～
 2. 【見守り新鮮情報第494号】「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って
～国民生活センターからのお知らせ～
 3. 転倒時に湯漏れしにくい電気ケトルの使用を! ～消費者庁からのお知らせ～

1. サポート詐欺が発生！身近に潜む罠にご注意!!

～京都府警察サイバー対策本部からのお知らせ～

パソコンに突然警告音画面、ピーピー音！？それはサポート詐欺の可能性大
パソコンでインターネット閲覧中に、突然ウイルス感染したかのような嘘の画面を表示させたり、警告音を発生させるなどしてユーザーの不安をあおり、画面に表示したサポート窓口に電話をかけさせ、サポート名目で金銭をだまし取ったり、遠隔ソフトをインストールさせたりする手口です。

【犯行手口の詳細は…】日本サイバー犯罪対策センター（JC3）

<https://www.jc3.or.jp/threats/examples/article-570.html>

<被害防止対策>

- ・ 電話をかけない！ソフトをダウンロードしない！代金を支払わない！
- ・ OS やソフトウェアを最新に！ウイルス対策ソフトの導入を！
- ・ 広告を装ったEメールからサポート詐欺サイトへ誘導する手口もあり！

<警告画面を閉じる方法>

- ① 「Esc キー」長押し→「×ボタン」を表示させ、クリックして画面を閉じる
- ② 「Ctrl」+「Alt」+「Del」を同時に押し、タスクマネージャを起動→利用ブラウザを選択し「タスクの終了」

上記①、②の方法でも画面が閉じられない場合、慌てずに下記窓口（警察又はIPA）に相談を!!

- ・ 最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

- ・ 消費者ホットライン（電話番号）188（全国共通）
- ・ IPA 情報セキュリティ安心相談窓口（電話番号）03-5978-7509

<詳細>

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/731587>

2. 【見守り新鮮情報第 494 号】「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

～国民生活センターからのお知らせ～

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen494.html



3. 転倒時に湯漏れしにくい電気ケトルの使用を!

～消費者庁からのお知らせ～

<電気ケトルの事故>

短時間で湯を沸かすことができる電気ケトルは、便利さから多くの家庭で使用されている家電です。しかし、一瞬の隙に、台の上に置いていた電気ケトルをこどもが倒すなどして、こぼれた湯でやけどを負うといった事故情報が、医療機関から寄せられています。

こどもは大人よりも皮膚が薄く、やけどのダメージが皮膚の奥深くまで影響し重症となってしまうことがあります。次の点に注意し、やけど事故の防止に努めましょう。

<事故を防ぐには>

- ・ 電気ケトルは、電源コードも含めて小さなこどもの手の届かない場所に置きましょう。
- ・ 転倒時に湯が漏れにくい構造等、安全に配慮した製品を選びましょう(以下の「新しい安全基準での機能」を参照してください。
- ・ 使用時は、適切にロックするなど安全機能を活用しましょう。蓋の閉め忘れや部品の破損・劣化にも注意してください。

<新しい安全基準での機能>

経済産業省において電気ケトル等に関する安全基準が見直され、2026年6月以降は、日本で製造又は日本に輸入される電気ケトル等の全てに転倒流水対策を施すこと(電気ケトル等が倒れても、その湯漏れが50ml以下であること等の転倒流水試験に合格した製品であること)が必須となります。

倒れても湯漏れしにくい対策がなされた電気ケトルを正しく使用すれば、万が一の際にも重症化を防ぐことができます。現在、すでに、転倒流水対策がなされた電気ケトルとして「Sマーク」が付されているものや、2021年1月に改正されたJIS規格を採用して製造されたものも販売されていますので、特に小さなこどものいる家庭では、これを機に転倒流水対策がなされた電気ケトルかどうか確認されてはいかがでしょうか。

<詳細>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20241003/

「コラム VOL.11 転倒時に湯漏れしにくい電気ケトルの使用を！」(消費者庁)を加工して作成

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====